(目的)

第1条 この要綱は、口腔がんの早期発見及び早期治療により市民のがんによる死亡を減少させるため、口腔がん検診事業を実施する法人に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、口腔がん検診事業を実施する社団法人大和歯科医師会(昭和 30年4月1日に社団法人大和歯科医師という名称で設立された法人。以下「歯科 医師会」という。)とする。

(補助対象及び補助金額)

- 第3条 補助金の交付対象となる経費は、口腔がん検診事業を行うために要する直接 的な経費(歯科医師会の一般事務費及び経常経費を除く。)とする。
- 2 補助金の額は、対象経費の全額と45万円とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額が予算で定める額を超えるときは、予算の範囲内の額とする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする歯科医師会の代表者は、規則第4条に規定する申請書及び書類を毎年4月30日までに、市長に提出しなければならない。 (決定の通知)
- 第5条 規則第7条(規則第9条第3項において準用する場合を含む)に規定する通知は、口腔がん検診事業運営費補助金(変更)決定通知書(第1号様式)によるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、口腔がん検診 事業運営費補助金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出するものとする。 (実績報告) 第8条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金を交付した市の 会計年度終了後の5月20日とする。

(書類の整備等)

- 第9条 大和歯科医師会は、補助の対象事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

綾瀬市口腔がん検診事業運営費補助金(変更)決定通知書

年 月 日

樣

綾瀬市長

ED

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市口腔がん検診事業運営費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付事業の名称
- 2 交付金交付決定額

円

3 交 付 条 件 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市口 腔がん検診事業運営費補助金交付要綱の遵守

第2号様式(第7条関係)

綾瀬市口腔がん検診事業運営費補助金変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 綾瀬市長

住所及び所在地申請者 名称氏名又は代表者

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市口腔がん検診事業運営 費補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、関係書類 を添えて申請します。

1 変更の内容

変更(中止・廃止)後

2 変更(中止・廃止)の理由

3 添付書類